

6.7.30 (火)

小論文試験①

(解答は解答用紙に記載すること)

受験地	受験番号	氏名	幹候2次

(試験時間 60分)

「気候変動」及び「気候危機」について、下記の内容をふまえ、我が国が「適応」の観点から対策を行う上での課題とその解決策について、あなたの考えを述べなさい。

地球の気候システムが大きく変動し、国境を越えて人々の安全を脅かす問題となっている。近年は、豪雨や熱波、それに伴う作物の被害などが身近なものになってきている。この気候変動の大きな要因とされているのが、三酸化炭素などの温室効果ガスの排出による地球温暖化である。地球温暖化が進むにつれて、気候変動による自然災害は頻度が増し、規模も大きくなっている。そうした状況を反映して、環境省の『環境白書』では、2020年から「気候危機」という言葉を使っている。

気候危機には、「緩和」と「適応」の2本柱での対応が必要である。

「緩和」とは、地球温暖化がこれ以上進まないようにする抑制策である。2020年に本格始動した「パリ協定」では、先進国だけでなく、発展途上国を含めた全ての国が、産業革命前に比べ気温上昇を2℃未満、可能な限り1.5℃に抑えることに合意し、各国が再生可能エネルギーの活用による脱炭素化や、省エネルギーの促進などに取り組み、温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを目指している。

一方の「適応」とは、すでに起こっている気候変動によるリスクに備え、異常気象による災害の防止・軽減を図る対応である。具体的には、治水・渇水対策等による水資源の確保や、干ばつ・水不足・洪水の防止、熱中症予防、農作物の高温障害対策、既存品種から気温上昇に合わせた亜熱帯・熱帯の農作物等への転換の検討、気候変動に対応した農作物の品種の開発などが進められている。

著作権の関係のため、掲載できません。

6.7.31 (水)

小論文試験②

(解答は解答用紙に記載すること)

受験地	受験番号	氏名	幹候2次

(試験時間 60分)

「一票の格差問題」について、下記の内容をふまえ、我が国が抱える問題の解決策について、あなたの考えを述べなさい。

一票の格差問題とは、選挙区ごとに議員1人あたりの有権者数が異なることで、選挙区の間で1票の価値に格差が生じている問題のことである。これまで裁判所から、一票の格差を違憲または違憲状態とする判決が何度も出されている。違憲状態とは、法律や制度が憲法に違反している状態のことで、それを是正する時間などを考慮して示される判断である。

近年では、2014年の衆議院議員選挙(衆院選)における1票の格差が2.13倍となったことを、最高裁判所(最高裁)は違憲状態と判断した。そこで格差是正に向けて、2016年成立の衆院選挙制度改革関連法で、国勢調査の結果に基づいた「アダムズ方式」で小選挙区数を配分することとなった。アダムズ方式とは、各都道府県の人口を一定数で割り、その商の小数点以下を切り上げてそれぞれの議席数とする方法である。小数点を切り上げるため、人口が少ない県でも定数2が配分されやすく、地方の議席を減らさずにすむことから、一票の格差問題の是正に有効だといわれている。

これにより、2017年の衆院選における小選挙区選挙では、一票の格差が最大1.98倍、2021年は最大2.08倍となり、最高裁はこれらをいずれも合憲とした。これらの判決では、国会が導入を決めたアダムズ方式を、人口比を定数配分に反映しやすい合理的な制度だと評価し、選挙時の格差も投票価値の平等に反する状態にあったとはいえないとした。さらに、2022年11月には、2020年の国勢調査の結果にもとづき、小選挙区数を「10増10減」する改正公職選挙法が公布された。

一方、参議院議員選挙(参院選)では、一票の格差が最大3.00倍だった2019年7月の選挙について、最高裁は2020年11月に合憲とした。判決では、2015年の公職選挙法改正で導入された、人口の少ない隣り合う選挙区を統合する「合区」を維持し、格差を微減したことを重視した。最高裁が参院選を合憲としたのは、最大格差が3.08倍だった2016年選挙から2回連続である。しかし、参院選では1つの都道府県が選挙区となるが、合区によって、「鳥取県と島根県」、「徳島県と高知県」がそれぞれ1つの選挙区となるため、批判も多い。

著作権の関係のため、掲載できません。

【出典：新聞ダイジェスト社『月刊新聞ダイジェスト 最新時事用語 2023年9月増刊号』】

著作権の関係のため、掲載できません。

【出典：日経HR編集部『図解でわかる時事重要テーマ100 2024-2025』】

【出典：日経HR編集部『図解でわかる時事重要テーマ100 2024-2025』、新聞ダイジェスト社『月刊新聞ダイジェスト 最新時事用語 2023年9月増刊号』、総務省Webサイトをもとに作成】

6.8.1 (木)

小論文試験 ③

(解答は解答用紙に記載すること)

受験地	受験番号	氏名

幹候2次

(試験時間 60 分)

「インバウンド消費」について、下記の内容をふまえ、我が国が抱える課題と解決策について、あなたの考えを述べなさい。

インバウンドとは、訪日旅行や訪日外国人客を指す言葉であり、訪日外国人客による日本国内の消費をインバウンド消費と呼ぶ。政府が新型コロナウイルスの水際対策を緩和した2022年10月以降、急回復している。新型コロナウイルスの5類移行後の2023年6月には訪日外国人が200万人を突破し、インバウンド消費は4～6月で1兆2052億円と、2019年同期比95.1%となった。

6年ぶりに閣議決定された2023年3月の「観光立国推進基本計画」(2023～2025年)では、訪日外国人旅行消費額の目標を2019年の4.8兆円より多い年間5兆円に設定し、「持続可能な観光」「消費額拡大」「地方誘客促進」をキーワードとして掲げた。

一方で、世界各地でオーバーツーリズム(観光公害)が問題となっている。観光地に人が多く訪れすぎ、混雑・渋滞・騒音・ゴミなどで住民の生活や自然環境などに悪影響を及ぼしている。コロナ禍からの回復でこの問題が再浮上している。そのため、環境や社会・文化などに配慮した持続可能な観光(サステナブル・ツーリズム)や、地域資源を生かした地方での体験・滞在型旅行などを促進し、旅行者数ではなく「質」に重きを置き、滞在日数の増加による消費額の拡大などを目指した施策を進めている。

また、コロナ禍以前より続く観光関連業の人手不足やデジタル化の遅れなどを、喫緊の課題としている。

著作権の関係のため、掲載できません。

6.8.2 (金)

小論文試験 ④

(解答は解答用紙に記載すること)

受験地	受験番号	氏名	幹候2次

(試験時間 60 分)

「日本の雇用契約」について、下記の内容をふまえ、非正規雇用が抱える課題と解決策について、あなたの考えを述べなさい。

正社員や正職員といわれる労働者は期間の定めのない雇用契約（無期雇用）であるのに対し、契約社員、期間の定めのあるパートタイム、アルバイト、派遣社員、嘱託などは有期雇用といわれる雇用契約である。期間の定めのない雇用契約が通常定年まで雇用されるのに対し、有期雇用は雇用期間が終了すると、契約が更新されない限り、雇用は終了する。労働者にとっては不安定な弱い立場であり、雇う側にとっては都合がよいといえる。

有期雇用をめぐっては、1年間などの有期雇用で契約更新を繰り返し、突然更新が打ち切られる雇い止めが問題となっていた。2012年に成立した改正労働契約法では、有期雇用者が契約を繰り返しながら同じ企業で5年を超えて働いた場合、希望すれば無期雇用に変換できるようになった。また、一定の場合に、使用者による雇い止めが認められなくなる「雇い止め法理」が法律に規定され、有期契約労働者と無期契約労働者との間で、期間の定めがあることによる不合理な労働条件の相違を設けることを禁止した。

さらに、2015年の労働者派遣法改正で、派遣労働者が同じ職場で働ける期間が3年に限られた。無期雇用への転換の可能性がある一方、派遣先企業が直接雇用の依頼に応じる義務はないので、有期雇用のまま同じ職場で働き続けられず（部署を変えれば、同じ派遣先で働くことができる）、かえって不安定となるケースもある。

厚生労働省の資料によると、正社員の数は2015年にプラスに転じ、2022年まで8年連続で増加しているが、雇用者全体（役員除く）に占める割合は63.1%であり、残りの4割弱は、契約社員やパートタイム、アルバイトなど非正規雇用者である。非正規雇用者のうち約1割は、正社員として働く機会がなく、非正規雇用で働いている（不本意非正規雇用）人だ。

「働き方改革関連法」では、正社員と非正規雇用者の不合理な待遇差をなくすため、同じ仕事をする人には、年齢や性別、雇用形態にかかわらず同額の賃金を払うという「同一労働同一賃金」に関する法改正も盛り込まれ、全ての企業で適用されている。

著作権の関係のため、掲載できません。

【出典：日経 HR 編集部『図解でわかる時事重要テーマ 100 2024-2025』をもとに作成】

6.8.3 (土)

小論文試験 ⑤

(解答は解答用紙に記載すること)

受験地	受験番号	氏名	幹候2次

(試験時間 60 分)

「新しい働き方」について、下記の内容をふまえ、ジョブ型雇用が抱える課題と解決策について、あなたの考えを述べなさい。

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、会社に出社して仕事をする働き方から在宅勤務など場所を選ばない働き方、テレワークが普及した。出社が不要になり、転居を伴う転勤を原則廃止とした企業もある（職種や役割によって制度適用外の場合もある）。東京都産業労働局の調査（2023年8月調査）によると、東京都内の企業（従業員30人以上）の45.3%がテレワークを実施している。

テレワーク普及の中で、注目されているのがジョブ型雇用である。終身雇用や年功序列といった日本の無限定正社員と違い、職務が限定され、成果で評価される雇用制度である。テレワーク下では、そうしたジョブ型が適しているからだ。

テレワークによる通勤時間の減少や、ジョブ型雇用の導入により、企業は副業解禁やリスキリング（学び直し）の推進、週休3日制の模索などを始めている。これら新しい働き方の普及は、個人の価値観に合わせた働き方の選択を可能にした。一方で、ジョブ型雇用の増加や終身雇用制度の終焉などにより、個人は今後、自律したキャリア形成が求められるだろう。

日本の従来型無限定正社員と欧米のジョブ型正社員の違いは、以下の通りである。

著作権の関係のため、掲載できません。

【出典：日経 HR 編集部『図解でわかる時事重要テーマ 100-2024-2025』をもとに作成】

6.8.4 (日)

小論文試験 ⑥

(解答は解答用紙に記載すること)

受験地	受験番号	氏名	幹候2次

(試験時間 60 分)

「サイバー攻撃」について、下記の内容をふまえ、サイバー空間が抱える課題と解決策について、あなたの考えを述べなさい。

サイバー攻撃とは、インターネットでパソコンやネットワークに不正に侵入し、データを破壊・改ざんしたり盗んだりする行為のことである。政治的な意思などから、社会の混乱や国家の安全保障を脅かすことを目的とするサイバー攻撃を、特にサイバーテロという。年々その脅威は増しており、サイバー空間は、陸、海、空、宇宙に次ぐ「第5の戦場」ともいわれている。

ロシアはウクライナに対し、送電網などの重要インフラを狙ったサイバー攻撃を行うなど非軍事的な手段も用いたハイブリッド戦を展開したのに対して、ウクライナ側も「IT (情報技術) 軍」を組織し、サイバー防衛を強化している。

2022年9月には、日本政府のポータルサイトなどがDDoS(※)と見られる攻撃を受けて閲覧しづらい状態となった。親ロシア派のハクティビスト (ハッカーとアクティビスト〈活動家〉を掛け合わせた造語) 「キルネット」が、SNS (交流サイト) に犯行声明を出した。

サイバー攻撃にはさまざまなタイプがあり、対処するには高度で専門的な知識が必要である。2022年3月には、防衛省に「自衛隊サイバー防衛隊」が発足した。また、同年4月には警察庁に「サイバー警察局」を新設し、関東管区警察局にも「サイバー特別捜査隊」が発足した。一方、情報処理推進機構の資料によると、アンダーグラウンド市場において、盗んだIDやサイバー攻撃用のツールの売買が活発化し、サイバー攻撃が容易に可能になり、その脅威が高まったとしている。

(※) DoS 攻撃はネットワークを利用して PC などにおこなわれる攻撃のことであり、単一のマシンから大量のデータや不正なデータを標的に送りつけて、相手方のシステムをダウンさせ、システムを正常に動作させなくしてしまう。企業はサービス停止などで機能停止に追い込まれる。一方、DDoS 攻撃は複数のマシンから一斉に標的への攻撃がなされる。

著作権の関係のため、掲載できません。

小論文試験 ⑦

(解答は解答用紙に記載すること)

受験地	受験番号	氏名	幹候2次

(試験時間 60分)

「改正特定商取引法」について、下記の内容をふまえ、我が国が抱える課題と解決策について、あなたの考えを述べなさい。

2022年6月、改正特定商取引法が施行された。特定商取引法とは、通信販売や訪問販売といった、消費者が被害に遭いやすい取引（特定商取引）について、事業者を守るべきルールを課す法律である。今回の改正では、通信販売の申し込み段階において、分量・申込期間・解約時の連絡先などを表示することを義務づけたほか、消費者に誤解を与えるような表示を禁止するなど、通信販売に関する規定を新設した。さらに、こうした規定に違反していた場合、消費者からの申し込み取り消しが可能になった。

この改正は、定期購入やサブスクリプションサービスなどで、トラブル相談が増加していたことに対応したものである。サブスクリプションとは、定額料金を支払うことで、製品・サービスを一定期間利用することができる形式のビジネスモデルである。Amazon Premium や Netflix、Apple Music や Spotify Premium といった動画・音楽配信サービスなどが有名で、コロナ禍による巣ごもり消費で需要が急速に拡大した。近年では、家具・インテリア・自動車・洋服の分野での定額レンタルサービスも登場してきた。サブスクリプションに関する相談の件数の集計は2021年度から始まり、その件数は6,952件であった。

今回の改正で、従来は書面により行うとされていたクーリング・オフが、電子メールやUSBメモリといった電磁的記録でも行えるようになった。クーリング・オフとは、訪問販売や電話勧誘販売のように不意打ち性の高い販売方法やマルチ商法（連鎖販売取引）、モニター商法（業務提供誘引販売取引）などで商品を購入した場合、一定期間内であれば無条件で解約できる制度のことである。

しかし、画面の保存は事業者が義務づけておらず、インターネットで簡単に申し込めるが解約は大変であるという状況は改正後も変わらない。さらに、2022年4月から成年となった18歳・19歳は、「未成年者の取り消し」ができない点について注意が必要である。

著作権の関係のため、掲載できません。

